

喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金のお知らせ

掲載日:2016年4月1日掲載

喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金の支給について

市では、地域において人材不足が深刻となっている看護職の育成と地元定着化の促進を図ることを目的とし、看護職を目指す方に対する就学・就労支援のため、給付金を支給します。

制度の概要

	就学支援	就労支援
対象	平成28年度以降に喜多方准看護高等専修学校に入学された方で、入学時点で市内に3年以上継続して住んでいる方	平成26年度以降に喜多方准看護高等専修学校を卒業された方で、卒業後1年以内(看護師の資格を得るために進学した場合は、進学先の学校を卒業後1年以内)に市内の医療機関や介護施設に就職し、3年以上継続して勤務している方
給付金の額	喜多方准看護高等専修学校の入学金に相当する額	喜多方准看護高等専修学校に支払った授業料の2分の1(市内居住者)または3分の1(市内居住者以外)に相当する額(1,000円未満の端数は切捨て)
申請受付期間	入学式の翌日から6か月間	就職後3年が経過した日の翌日から6か月間
申請書様式	喜多方市看護職就学・就労支援事業給付金申請書兼請求書 [PDFファイル/206KB]	
申請書提出先	保健課地域・家庭医療推進室(市役所本庁舎1階)	
添付書類	喜多方准看護高等専修学校に入学した日を確認できる書類 喜多方准看護高等専修学校に入学した日において市内に継続して3年以上住んでいることを確認できる書類 振込口座がわかる書類	喜多方准看護高等専修学校を卒業した日を確認できる書類 市内の医療機関や介護施設に勤務した期間を確認できる書類 看護師の資格を取得するため進学した方は、進学先の学校の入学した日と卒業した日を確認できる書類 就職した日(就職から1年以内の転入でも可)からこの補助金の申請日までの間、継続して市内に住んでいることを確認できる書類(市内在住者) 振込口座がわかる書類
支給方法	指定口座への振込	
その他	申請の際、申請者本人であることを確認させていただきますので、マイナンバーカード、運転免許証等をお持ちください。 申請には印鑑(認印可)が必要ですのでお持ちください。 窓口には本人以外の方(代理人)がおいでになる場合は、委任状が必要です。 申請にあたっては、喜多方市看護職就学・就労支援事業実施要綱 [PDFファイル/330KB] の内容を確認し、手続きを行ってください	

